

がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針（H29.12）の要旨

がん等の診療に携わる全ての医師・歯科医師を対象とする。また、これらの医師・歯科医師と協働し、緩和ケアに従事するその他の医療従事者も、参加することが望ましい。

特にがん診療連携拠点病院等においては、自施設のがん等の診療に携わる全ての医師・歯科医師（当該施設の病院長等の幹部を含む。）が、緩和ケア研修会を受講すべきである。

また、がん診療連携拠点病院等が連携する在宅療養支援診療所・病院及び緩和ケア病棟を有する病院のすべての医師・歯科医師が緩和ケア研修会を受講することが望ましい。

第4期千葉県がん対策推進計画(R6.4)

拠点病院等は、自施設のがん等の診療に携わる全ての医師・歯科医師が緩和ケア研修の受講を修了することを目指すとともに、地域で連携している医療機関の医師・歯科医師の受講状況の把握や受講促進を通じて、基本的な緩和ケアを実践できる人材の育成に取り組みます。また、看護師、薬剤師等の医療従事者の研修も引き続き推進していきます。

県は、拠点病院等と連携し、がん等の診療に携わる医師等の緩和ケア研修会への参加機会の確保に努めます。また、広報などにより、関係機関やがん等の診療に携わる医師・歯科医師等への研修会の周知を図ります。

県内の緩和ケア研修会受講状況

○平成20年度から緩和ケア研修会を324回開催。医師・歯科医師の研修修了者数は、がん診療連携拠点病院等4,642名、拠点病院等以外1,488名の計6,130名。医師・歯科医師以外の医療従事者（メディカルスタッフ）は2,020名。合計8,150名（令和6年3月末までの累計）

○令和元年度から新指針による緩和ケア研修会が開催されるようになった。

○令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため、緩和ケア研修会の中止が多くあった。

○令和3年度は開催回数は新型コロナウイルス感染症の流行前と同水準までもどったが、自施設の職員に限定している施設が多かった。

○令和4年度以降は新型コロナウイルス感染症で減っていた医師・歯科医師以外の医療従事者（メディカルスタッフ）の修了者が流行前とほぼ同水準までもどった。

